

相模原市監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、人事委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

## 1 監査の期日

平成26年12月25日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、人事委員会事務局において、平成26年度（平成26年10月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 各事業の交際費の支出に関する事務
- (2) 各事業の委託料の支出に関する事務
- (3) 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

## 3 監査の結果

人事委員会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。